

# 学校法人天理よろづ相談所学園 役員報酬等に関する基準

(目的)

第1条 学校法人天理よろづ相談所学園役員報酬及び交通費並びに特別慰労金規則第2条及び第5条に基づきこの基準を定める。

(役員報酬等)

第2条 常勤の役員(理事長又は常務理事)の報酬額は、別表1のとおりとする。  
ただし、学校法人天理よろづ相談所学園勤務規程第2条に規定する職員が常勤役員を兼ねる場合は別表2の額とする。

2 前項以外の役員及び評議員の報酬額は、別表3とする。ただし、学長には支給しない。

(通勤手当および交通費)

第3条 常勤役員の通勤手当は、天理よろづ相談所学園給与規定第7条に基づき支給する。また、職員が常勤役員を兼ねる場合は役員としての交通費は支給しない。

2 非常勤役員及び評議員の交通費は、原則別表4のとおり別途支給する。  
なお、交通費から必要な所得税を控除するものとする。

(特別慰労金)

第4条 特別慰労金は、原則、理事、監事については2期以上、評議員については3期以上の在職期間のある者とする。

2 特別慰労金の額は、在職年数×20,000円とする。ただし、常勤役員の場合、その期間中は30,000円とする。

3 特別慰労金は、退任の日から30日以内に支給するものとする。

4 在職年数は、6ヶ月未満は切り捨てとし、6ヶ月以上は1年とする。

(公表)

第5条 この基準をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この基準の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

- 1 この内規は、平成30年4月1日から適用する。
- 2 この内規は、改正後に選任された役員から適用するものとし、改正時において、既に役員に就任している者については、改正前の内規を適用する。

附 則

この基準は、令和2年3月24日から施行する。

別表1 常勤役員報酬額

役職名	報酬金額（年額）	基本給月額
理事長	17,040,000 円	1,420,000 円
常務理事	4,000,000 円	333,000 円

別表2 職員が理事長又は常務理事を兼ねる場合の役員報酬額

役職名	報酬金額（年額）	基本給月額
理事長	360,000 円	30,000 円
常務理事	240,000 円	20,000 円

別表3 非常勤役員及び評議員の報酬額

役職名	手当金額
理事	20,000 円
評議員	10,000 円
監事	20,000 円

別表4 非常勤役員及び評議員の交通費

居住地	交通費金額
天理市内	なし
奈良県内	5,000 円
近畿圏内	10,000 円
上記以外	20,000 円